

**令和5年度（令和4年度実施）宮崎県公立学校教員採用  
【 特別選考追加試験 実施要項 】**

宮崎県教育委員会

宮崎県では、このような教員を求めています！

- ◎ 子どもに対する愛情と教育に対する情熱・使命感をもち、子どもとの信頼関係を築くことができる。 【愛情と情熱・使命感】
- ◎ 分かりやすい授業を行い、子どもに確かな学力を育成するなど高い専門性を身に付けている。 【高い専門性】
- ◎ 社会人としての幅広い教養と良識や倫理観、心の豊かさを身に付けている。 【幅広い社会性、倫理観、人間性】
- ◎ 絶えず学び続け、自らの資質・能力を高める。 【学び続ける姿勢】

1 目的

宮崎県公立学校教員の採用候補者を選考するために実施します。  
特に、現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験では、これまでの教育実践をもとに、宮崎県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においてミドルリーダーとして活躍できる採用候補者を選考するために実施します。

2 願書受付期間

令和4年11月15日（火）から令和5年1月4日（水）まで（必着）

3 受験資格

次の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）に該当しない者
- (2) 受験区分（中学校、高等学校、特別支援学校教諭等にあつては受験教科（科目）等）の普通免許状を所有する者
  - ① ただし、3級海技士（航海・機関）の資格を保有している高等学校教諭等水産（漁業・機関）の受験希望者については、受験区分の普通免許状の所有は問いません。
  - ② 特別支援学校教諭等音楽・美術においては、「知的障がい者に関する教育の領域」、「肢体不自由者に関する教育の領域」、「病弱者に関する教育の領域」のうち1つ以上の特別支援学校普通免許状と、小学校・中学校・高等学校教諭のいずれかの普通免許状を所有する者とします。
  - ③ 特別支援学校教諭等音楽・美術において、盲学校普通免許状、聾学校普通免許状、養護学校普通免許状を所有している者は、それぞれ、「視覚障がい者に関する教育の領域」、「聴覚障がい者に関する教育の領域」、「知的障がい者に関する教育の領域」、「肢体不自由者に関する教育の領域」、「病弱者に関する教育の領域」に係る特別支援学校普通免許状を所有していることとみなします。
- (3) 免許状を所有する者については、令和5年3月末日までに取得見込の者を含みます。
  - ① 教員としての在籍年数と単位修得により、免許状を取得見込みの者は、令和5年3月末日までに取得できるかどうかについて、免許申請を考えている都道府県の教員免許担当課にお尋ねください。非常勤講師の場合は、日数の計算が異なる場合があります。
  - ② ①の該当者は、事前に教職員課管理担当（0985-26-7240）に相談してください。
- (4) 受験年齢に関しては、昭和38年4月2日以降出生の者とします。

4 受験区分、教科（科目）等及び採用予定者数

選考	受験区分	教科（科目）等	採用予定者数
現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験  及び  障がいのある者を対象とした特別選考追加試験	小学校教諭等	全教科	15名程度
		特別支援	
	中学校教諭等	国語	3名程度
		理科	若干名
		美術	若干名

及び やむを得ない理由により 第二次選考試験が受験 できなかった者を対象とし た特別選考追加試験	高等学校教諭等	家庭	若干名
		情報	若干名
		農業（栽培）	若干名
		工業（機械）	若干名
		工業（電気・電子）	若干名
		工業（インテリア）	若干名
		工業（土木）	若干名
		水産（漁業）	若干名
		水産（機関）	若干名
	特別支援学校教諭等	音楽	若干名
		美術	3名程度

※ やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験の受験区分、教科（科目）は、小学校教諭等（全教科）・中学校教諭等美術・高等学校教諭等情報、工業（電気・電子）、水産（漁業）のみとなります。

※ 採用者数はあくまでも予定であり、確定したものではありません。

※ 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含んでおり、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。

※ 原則として、小学校教諭等特別支援の採用者は小学校での通常の学級担任として、2年間の初期研修を受講することになります。その後、主に特別支援教育に専門的に携わることになります。

※ 特別支援学校教諭等音楽・美術の採用者は、専科教員（その教科のみを教える教員）として採用するものではありません。

## 5 試験期日（書類選考に合格した者のみ）

**第二次選考試験：令和5年1月14日（土）・15日（日）**

※ 東京・大阪・福岡会場は1月14日（土）のみ。

## 6 試験会場（書類選考に合格した者のみ）

会 場		所 在 地
【宮崎会場】	宮崎県防災庁舎	宮崎市橘通東1丁目9番18号
【東京会場】	宮崎県東京ビル	東京都千代田区九段南4-8-2
【大阪会場】	大阪市立東成区民センター (ゴミ協ひがしなり区民センター)	大阪市東成区大今里西3丁目2番17号
【福岡会場】	福岡市立城南市民センター	福岡市城南区片江5丁目3-25

※ どちらの会場を希望するかについては、受験願書に希望会場を記入してください。ただし、希望に添えない場合があります。

※ 決定した受験会場については別途連絡します。

## 7 試験内容

(1) 第一次選考試験：書類選考

(2) 第二次選考試験（書類選考に合格した者のみ）：模擬授業、個人面接、グループワーク。小学校教諭等の受験者については、「英会話」（外国語活動・外国語科で活用する簡単な英会話）を実施します。

## 8 出願資格

(1) 現職教員・元教員で、以下の要件を全て満たす者

① 「3 受験資格」を満たしている者

② 令和5年度（令和4年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験の一般選考試験及び特別選考試験に同じ受験区分で出願しておらず、次のいずれかに該当する者

※ ただし、3級海技士（航海・機関）の資格を保有している高等学校教諭等水産（漁業・機関）の受験希望者については、教諭としての勤務経験は問いません。

**【他県現職教員】**

本県以外の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかにおいて教諭として、令和5年3月31日現在で2年以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者

※ 同じ受験区分、教科等に限る。

※ 任期付き以外の正規採用の者に限る。

**【他県・本県元教員】**

公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかにおいて教諭として、令和4年3月31日現在で2年以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者

※ 同じ受験区分、教科等に限る。

※ 任期付き以外の正規採用の者に限る。

③ 次の各選考、受験区分、教科（科目）等については、以下の免許等を有する者

選考	受験区分	教科（科目）等	免許等
現職教員・元教員を対象とした追加選考試験	小学校教諭等	全教科	小学校普通免許状を所有する者
		特別支援	小学校普通免許状及び特別支援学校普通免許状を所有する者
	中学校教諭等	国語	中学校国語の普通免許状を所有する者
		理科	中学校理科の普通免許状を所有する者
		美術	中学校美術の普通免許状を所有する者
	高等学校教諭等	家庭	高等学校家庭の普通免許状を所有する者
		情報	高等学校情報の普通免許状を所有する者
		農業（栽培）	高等学校農業の普通免許状を所有する者
		工業（機械）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（電気・電子）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（インテリア）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（土木）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		水産（漁業）	高等学校水産又は商船の普通免許状を所有する者 ただし、3級海技士（航海）の資格を保有し、3年以上の実務経験がある者は、高等学校教諭等水産（漁業）を受験する際に、受験区分の普通免許状の所有及び教諭としての勤務経験は問いません。
	水産（機関）	高等学校水産又は商船の普通免許状を所有する者 ただし、3級海技士（機関）の資格を保有し、3年以上の実務経験がある者は、高等学校教諭等水産（機関）を受験する際に、受験区分の普通免許状の所有及び教諭としての勤務経験は問いません。	

特別支援学校教諭等	音楽	「3 受験資格」の(2)に該当する特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の音楽の免許状を所有する者
	美術	「3 受験資格」の(2)に該当する特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の美術の免許状を所有する者

(2) 障がいのある者で、以下の要件を全て満たす者

- ① 「3 受験資格」を満たしている者
- ② 令和5年度（令和4年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験の一般選考試験及び特別選考試験に同じ受験区分で出願していない者
- ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所有している者
- ④ 次の各選考、受験区分、教科（科目）等については、以下の免許等を有する者

選考	受験区分	教科（科目）等	免許等
障がいのある者対象とした特別選考追加試験	小学校教諭等	全教科	小学校普通免許状を所有する者
		特別支援	小学校普通免許状及び特別支援学校普通免許状を所有する者
	中学校教諭等	国語	中学校国語の普通免許状を所有する者
		理科	中学校理科の普通免許状を所有する者
		美術	中学校美術の普通免許状を所有する者
	高等学校教諭等	家庭	高等学校家庭の普通免許状を所有する者
		情報	高等学校情報の普通免許状を所有する者
		農業（栽培）	高等学校農業の普通免許状を所有する者
		工業（機械）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（電気・電子）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（インテリア）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		工業（土木）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
		水産（漁業）	高等学校水産又は商船の普通免許状を所有する者 ただし、3級海技士（航海）の資格を保有し、3年以上の実務経験がある者は、高等学校教諭等水産（漁業）を受験する際に、受験区分の普通免許状の所有及び教諭としての勤務経験は問いません。
	水産（機関）	高等学校水産又は商船の普通免許状を所有する者 ただし、3級海技士（機関）の資格を保有し、3年以上の実務経験があ	

			る者は、高等学校教諭等水産（機関）を受験する際に、受験区分の普通免許状の所有及び教諭としての勤務経験は問いません。
	特別支援学校教諭等	音楽	「3 受験資格」の(2)に該当する特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の音楽の免許状を所有する者
		美術	「3 受験資格」の(2)に該当する特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の美術の免許状を所有する者

(3) やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者で、以下の要件を全て満たす者

- ① 「3 受験資格」を満たしている者
- ② 令和5年度（令和4年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験の第一次選考試験または特別選考試験を受験し、合格した者で、やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者
- ③ 次の各選考、受験区分、教科（科目）等については、以下の免許等を有する者

選考	受験区分	教科（科目）等	免許等
やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験	小学校教諭等	全教科	小学校普通免許状を所有する者
	中学校教諭等	美術	中学校美術の普通免許状を所有する者
	高等学校教諭等	情報	高等学校情報の普通免許状を所有する者
		工業（電気・電子）	高等学校工業の普通免許状を所有する者
	水産（漁業）	高等学校水産又は商船の普通免許状を所有する者 ただし、3級海技士（航海）の資格を保有し、3年以上の実務経験がある者は、高等学校教諭等水産（漁業）を受験する際に、受験区分の普通免許状の所有及び教諭としての勤務経験は問いません。	

※ 教員免許を有さず、採用候補者として登録された場合、宮崎県教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、\*特別免許状の授与を受ける必要があります。

※ 特別免許状授与申請には、検定手数料及び授与手数料が必要となります。また、必要に応じて、実績を証明する書類の提出を求めることがあります。

\*特別免許状とは

特別免許状制度は、様々な分野において優れた知識や技能を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられている制度である。この免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した人に対して授与され、その都道府県においてのみ効力を有することとなっている。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法に次のように規定されている。

[教育職員免許法第5条第3項]

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

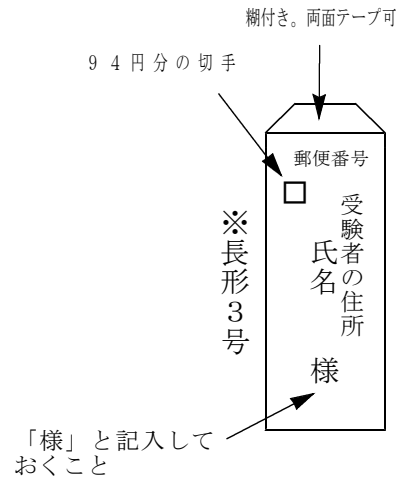
上記の一、二に該当する者が追加選考によって採用内定した場合に、教育職員

検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしている。

## 9 提出書類

### 《現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験の受験者》

- (1) 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験  
出願時提出書類確認票
- (2) 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験  
受験願書…所定用紙(カラー写真貼付)
- (3) 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験  
写真票…所定用紙(カラー写真貼付)
- (4) 返信用封筒(試験結果通知用)…1通 ※右図参照  
宛先、氏名、郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った  
定形封筒(長形3号、120mm×235mm)の宛先には、  
「様」を記入してください。
- (5) 教員免許状等の写し(受験区分、教科(科目)等に係る  
もの)
- (6) 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験自己  
推薦書(様式1)
- (7) 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験申請  
雇用証明書(様式2)



※ 現職教員・元教員を対象とした特別選考追加試験の受験者で、高等学校教諭水産又は高等学校教諭商船の普通免許状を所有しておらず、3級海技士(航海・機関)の資格を所有している者は、(5)、(6)、(7)に代えて次の(8)の書類を提出してください。

- (8) 3級海技士の海技免状の写し及び3年間の実務経験を証明するもの(雇用証明書等)  
3級海技士の海技免状が、令和5年4月1日時点で有効であることを確認の上、提出してください。

### 《障がいのある者を対象とした特別選考追加試験の受験者》

- (1) 障がいのある者を対象とした特別選考追加試験 出願時提出書類確認表
- (2) 障がいのある者を対象とした特別選考追加試験 受験願書  
…所定用紙(カラー写真貼付)
- (3) 障がいのある者を対象とした特別選考追加試験 写真票  
…所定用紙(カラー写真貼付)
- (4) 返信用封筒(試験結果通知用)…1通 ※上図参照  
宛先、氏名、郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った定形封筒(長形3号、120mm×235mm)の宛先には、「様」を記入してください。
- (5) 教員免許状等の写し(受験区分、教科(科目)等に係るもの)
- (6) 障がいのある者を対象とした特別選考追加試験証明書(様式3)  
※ 障がいのある者を対象とした特別選考追加試験の受験者で、高等学校教諭水産又は高等学校教諭商船の普通免許状を所有しておらず、3級海技士(航海・機関)の資格を所有している者は、(5)に代えて次の(7)の書類を提出してください。
- (7) 3級海技士の海技免状の写し及び3年間の実務経験を証明するもの(雇用証明書等)  
3級海技士の海技免状が、令和5年4月1日時点で有効であることを確認の上、提出してください。

### 《やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験の受験者》

- (1) やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験出願時提出書類確認表
- (2) やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験 受験願書…所定用紙(カラー写真貼付)
- (3) やむを得ない理由により第二次選考試験が受験できなかった者を対象とした特別選考追加試験 写真票…所定用紙(カラー写真貼付)
- (4) 返信用封筒(試験結果通知用)…1通 ※上図参照  
宛先、氏名、郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った定形封筒(長形3号、120mm×235mm)の宛先には、「様」を記入してください。
- (5) 教員免許状等の写し(受験区分、教科(科目)等に係るもの)
- (6) 第一次選考試験または特別選考試験の合格通知の写しを提出してください。

## 《改姓した者》

- 改姓により提出する書類と姓が違う場合は、それを証明するもの(戸籍謄本等)免許状の姓を必ず確認してください。

## 10 提出方法

- (1) 「9 提出書類」の書類を、必要に応じて封筒に入れて提出してください。封筒の表には、別紙「出願封筒貼付用紙」(県ホームページからダウンロードできる)に氏名等を記入し、しっかり糊付けして提出してください。
- (2) 原則、郵送での提出とします。やむを得ず持参する場合の受付時間は、「2 願書受付期間」の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土日祝日、年末年始(12/29~1/3)は除きます。
- (3) 郵送の場合は、「2 願書受付期間」の受付期間最終日必着とします。なお、必ず「簡易書留」とすること。

※ 提出書類の記入もれや写真、切手等の不備及び書類の不足等がある場合、受付できないことがありますので、十分注意してください。

## 11 出願書類の提出先・問合せ先

宮崎県教育庁教職員課 人材育成担当  
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 TEL 0985 (26) 7241

## 12 選考試験結果の通知

- (1) 特別選考追加試験第一次選考試験の結果は、令和5年1月6日(金)に発送する予定です。通知が届かない場合は、教職員課に連絡してください。
- (2) 特別選考追加試験第二次選考試験の結果は、令和5年1月20日(金)に発送する予定です。通知が届かない場合は、教職員課に連絡してください。
- (3) 特別選考追加試験第二次選考試験合格者は「採用候補者名簿」に登載し、採用内定者として決定します。名簿の有効期限は、令和6年4月1日までです。
- (4) 採用するのにふさわしくない非違行為があった場合や受験願書等の記載事項に虚偽があった場合は、採用を取り消すことがあります。

## 13 赴任地について

小学校教諭等及び中学校教諭等は、赴任地として指定されたエリア(南那珂エリア、西諸県エリア、東・西臼杵エリア)を希望する場合は、その希望を考慮します。詳細は、別紙を参照してください。